

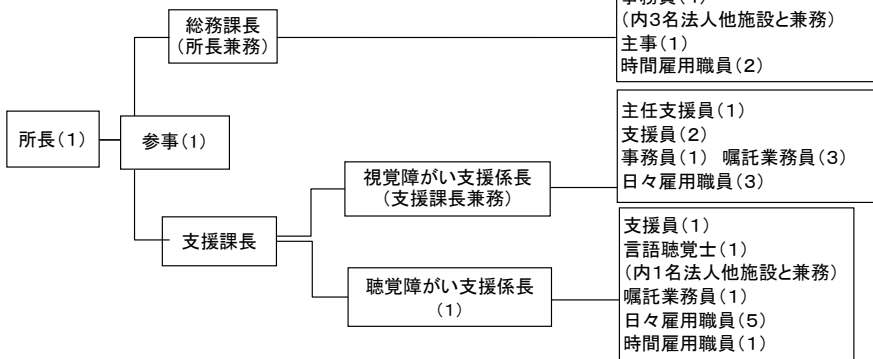
令和7年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和8年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県視聴覚福祉センター (平成7年11月1日)	所在地 電 話	愛媛県松山市本町六丁目11番5号 089-923-9093 https://sityoukaku.pref.ehime.jp/index.php
県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)	利用料金制	○ あり なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。	施設の外観
施設内容	多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ製作室、ビデオ放送室、ビデオ貸出利用室、情報機器利用室、試写室、点字出版物製作室、日常生活訓練室、会議室、研修室、居室(5室)、浴室、書庫、録音室、点字図書放送室、閲覧室、聴読室、プリント室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習室・言語聴覚訓練室、駐車場(14台)等	
指定管理者が行う業務	①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ③視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用の促進に関する業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制		

3 検証のための指標の推移

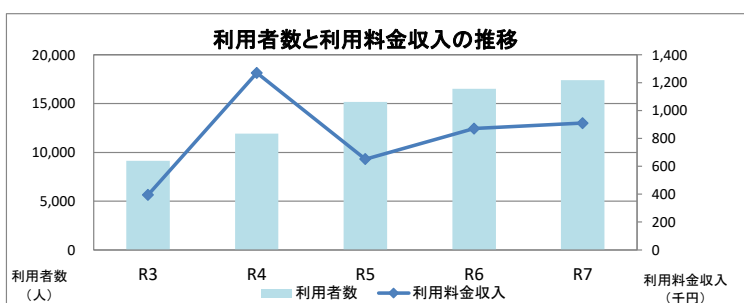
(1) 利用者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間利用者数	9,151 人	11,935 人	15,180 人	16,501 人	17,389 人

(2) 収支状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 (A)	108,316 千円	111,510 千円	111,041 千円	120,714 千円	121,416 千円
委託料	107,921 千円	108,130 千円	110,369 千円	119,837 千円	119,805 千円
委託料(補正額)※	0 千円	1,146 千円	- 千円	- 千円	699 千円
利用料金収入	395 千円	1,270 千円	652 千円	872 千円	911 千円
その他収入	0 千円	964 千円	20 千円	5 千円	1 千円
支 (B)	108,316 千円	111,510 千円	111,041 千円	120,714 千円	121,416 千円
事業費	6,702 千円	9,407 千円	7,374 千円	9,557 千円	8,829 千円
維持管理費	11,652 千円	9,728 千円	10,535 千円	12,935 千円	11,140 千円
人件費	79,085 千円	80,674 千円	81,218 千円	84,337 千円	85,203 千円
その他支出	10,877 千円	11,701 千円	11,914 千円	13,885 千円	16,244 千円
収 (A) - 支 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

物価高騰等の影響による事業費等の支出及び指定管理委託料収入の増加。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○中期経営計画として取り組んでいる視聴覚障がい者への大規模災害時の支援体制の検討については、中予地区(東温市)において、避難時における視覚障がい者への手引きや聴覚障がい者とのコミュニケーション等、災害時における視覚・聴覚障がい者への対応に関する学習会を実施した。 ○各種事業においては、ニーズに応じた体験や情報提供を行った。 ○難聴児支援センター開設に向けて、ポータルサイト構築及び保守委託業務に係る契約手続きを行った。	利用者の声を聞き入れながら、利用者のニーズの変化に柔軟に対応し、各種事業の見直しや提供サービス、利便性の向上に努めている。 また、創立30周年記念イベントとして、視聴覚障がい福祉機器展を開催するなど、地域の方とも交流を行い、視聴覚障がい者の活動や視聴覚福祉センターの役割の理解と啓発に、様々な機会を通じて取り組んでいることは評価できる。		A

(2) 施設の適正な維持管理のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○職員による施設内外部の巡回点検のほか専門業者に委託し法定点検及び保守業務を実施し、設備の安全の確保、機能保持を行った。 ○備品及び物品については、事務所内の机等の入れ替えや、聴能訓練で使用する補聴器の新規購入を行った。	職員により施設内外部の巡回点検を実施するほか、専門業者へ点検や保守業務を委託実施し、仕様書に定める業務基準に沿った維持管理がなされている。 老朽化に伴う施設・設備等の修繕については、今後も優先度を見極め、計画的な維持管理に努めていただきたい。		A

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○各種講習会の受講者や行事の参加者へアンケートを実施することで、課題やニーズを把握し、利用者サービスの向上や事業内容の充実を図った。 ○館内に意見箱を設置し、利用者の声をサービス向上に反映させた。	施設利用者からの意見等をもとに、事業内容の見直しや備品の拡充を行い、提供サービスの質の向上に努めている。 今後も、より一層のセンターの利用促進と利用者の利便性の向上を図るため、利用者からの意見を定期的に聴取するなど、多様化するニーズの把握に努めていただきたい。		A

(4) 施設関連情報の発信のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○情報発信にあたっては、施設案内パンフレット、センターだより等の作成、配布やホームページ等の広報媒体を活用し、媒体や内容に応じて視聴覚障がい者に配慮したうえで、広く県民に事業のPRを行った。	電子、映像、音声、紙など様々な媒体を活用し、視聴覚障がい者に配慮した情報発信に取り組んでいる。 今後も、多様化するニーズを捉えながら、より一層の利用者増につながる広報・PR活動が積極的に行われることを期待する。		A

【評価基準】

S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの

A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの

B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの

C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
指定管理者が実施する自主企画事業や、施設的环境整備等を適切に行い、利用者数、利用料金収入ともに堅調に推移していることから、指定管理者導入の効果がであると評価できる。また、視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、ボランティアの学習や交流の場として、利用者のニーズの把握に努め、需要に迅速に対応しながら、様々なサービスを提供しており、障がい福祉の向上に寄与していると考ええる。 今後も、社会情勢の変化等から生じる多様なニーズへ対応していく必要があることから、関係団体との連携を図り、センター設置の目的に資する更なる福祉サービスの向上に努めていただきたい。